

ぼうさい

No.115

不屈の大地 Build Back Betterの軌跡

平成28年(2016年)・熊本県
熊本地震からの復興

特集

「平成28年熊本地震」から10年
～経験と教訓をこれからの防災に活かす～





平成28年(2016年)・熊本県 熊本地震からの復興

平成28年(2016)年4月に発生した熊本地震。2度の最大震度7を含め、震度6弱以上の揺れを3日間で7回観測するなど、繰り返す激しい揺れが被害を拡大させました。

阿蘇市でも激しい揺れにより家屋や山腹の崩壊、道路や橋梁の寸断が相次ぎました。地域の象徴でもあった阿蘇神社も壊滅的な被害を受け、中でも「日本三大楼門」の一つとして知られる楼門の倒壊は、市民に大きな衝撃を与えました。

被災した神社の復旧は、国・熊本県・阿蘇市の補助事業として進められました。楼門は全解体修理を行い、部材の約7割を再利用したうえで、耐震性が向上させるための構造補強を施し、令和5年(2023年)12月に修復を完了しました。

南阿蘇村でも強い揺れで家屋の倒壊や土砂災害が発生し、甚大な被害となりました。



平成28年(2016年)4月20日に国土地理院が撮影した航空写真による阿蘇神社の様子(国土地理院の航空写真を加工)



本震発災後の平成28年(2016年)4月16日午前、に国土地理院が撮影した写真。南阿蘇鉄道の線路に崩れた土砂が流入している(国土地理院)



修復された楼門(令和8年(2026年)2月撮影)



全線復旧した南阿蘇鉄道。雄大な景色の中を行く(令和8年(2026年)2月撮影)

阿蘇地域では是非訪れたいのが、特集記事でも紹介している南阿蘇村の「熊本地震震災ミュージアムKIOKU」です。熊本地震の記憶や経験を後世に伝え、自然とともに生きることを考える施設で、展示棟と震災遺構(旧東海大学阿蘇キャンパス1号館と地表地震断層)からなります。展示は震災の実情を伝える物や写真、映像を通して地震の「その時」を振り返り、熊本の大地の成り立ちや風土を学び、最後に地震の教訓を自分たちの身の回りに置き換えてどのように備えればいいのかを考える内容で、熊本地震を通じて防災の本質を学ぶことができます。



▲熊本地震震災ミュージアムKIOKU(令和8年(2026年)2月撮影)

CONTENTS

不屈の大地 Build Back Betterの軌跡 「平成28年 熊本地震からの復興」	1
特集 「平成28年熊本地震」から10年 ～経験と教訓をこれからの防災に活かす～	3
防災の動き	
・内閣府（防災担当）防災計画担当／内閣府（防災担当）調査・企画担当 首都直下地震の新しい被害想定と実施すべき防災対策 ～首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書公表～	7
・内閣府（防災担当）防災計画担当 令和7年度第二回防災経済コンソーシアムを開催	9
・内閣府（防災担当）防災計画担当 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（防テクPF） 第12回マッチングセミナー（東京）を開催！	10
・内閣府政策統括官（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 北濱 諒 「NIPPON防災資産」の第2回認定式	11
・内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 参事官補佐 澤 邦之 被災者援護協力団体登録制度の運用を開始しました ～災害NPO・ボランティア団体と行政の顔の見える関係づくり～	13
・気象庁大気海洋部気象リスク対策課 令和8年（2026年）5月から防災気象情報が新しくなります	15
・総務省情報流通行政局放送業務課 地域密着のラジオ放送を通じた防災教育・地域防災力の強化	17
・総務省行政評価局行政相談企画課 令和7年度における総務省の特別行政相談活動	19
・京都府亀岡市自治防災課 未来の防災は「事前予防」がカギ。 ～国内初の「国際安全都市アジア市民大会」を京都府亀岡市で開催！～	20
・埼玉県行田市危機管理課・行田市消防本部 消防用井戸を活用した行田市の取り組み	21
・奈良県生駒市危機管理課 全国初！250人規模の避難所宿泊訓練	23
・愛媛県松山市市民防災安全課 まつやまジュニア防災リーダークラブ	25
防災リーダーと地域の輪 第59回	26
・沖縄県石垣市白保公民館 前館長の世持豊さん 過去の大津波の教訓が伝わる白保地区の車避難を盛り込んだ地区防災計画作り	

表紙写真

熊本地震による倒壊から構造補強を施して修復された「日本三大楼門」の一つである阿蘇神社楼門と、廃線の不安も囁かれた長い連休から復旧し、耐震強化された第一白川橋梁を渡る南阿蘇鉄道の車両（いずれも令和8年（2026年）2月撮影）



「平成28年熊本地震」から10年 ～経験と教訓をこれからの防災に活かす～

平成28年（2016年）4月に発生した「平成28年熊本地震」は、観測史上初めて同一地域で立て続けに震度7を記録するなど、広範囲に甚大な被害をもたらしました。熊本県は、元の姿に戻すだけでなく、地域の発展に発展につなげる「創造的な復興」を前面に打ち出し、復旧・復興を進めてきました。ハード面においては、いち早い災害公営住宅の整備が行われたほか、道路等のインフラもおおむね復興は完了しています。近年の半導体関連産業の集積効果もあり、令和6年版の推計人口調査の社会動態において3年連続の転入超過を記録するなど、発災から10年を経た現在、創造的復興は一定の成果を示したといえます。ソフト面においては、経験と教訓の継承が大きなテーマとなっており、さまざまな取組が現在も継続的に進められています。本特集では、熊本地震の被災の経験や教訓を防災に活かすさまざまな継承の取組をまとめました。

前代未聞の「2度の震度7」

平成28年（2016年）4月14日21時26分、熊本県熊本地方を震源とするM6.5の地震が発生し、県内益城町で震度7の揺れを記録しました。その後余震が続く中、4月16日午前1時25分には最初の地震よりも大きいM7.3の地震が発生し、益城町と西原村で震度7を記録したほか、熊本市を含む広い範囲が強い揺れに襲われました。気象庁はこの一連の地震を「平成28年熊本地震」（以下熊本地震）と命名しました。

震度7の地震が28時間で2回発生したことは観測史上初めてであり、これをきっかけに政府の地震調査研究推進本部は、従来の本震の後の「余震」という前提を変更し、最初の大地震と「同程度の地震」への注意を呼びかけることを基本とする指針を発表しました。現在熊本地震については、14日の地震を前震、16日の地震を本震と表現しています。

熊本地震の被害は甚大で、死者は278人（令和7年（2025年）4月現在・災害関連死含む）、住宅被害は20

万6000棟以上にも上ったほか、道路や鉄道など交通は寸断され、生活インフラにも大きな影響を及ぼしました。また、2度の最大震度7を含め、震度6弱以上の揺れを3日間で7回観測するなど、活発な地震活動は避難した住民たちを悩ませることになり、その恐怖から屋内ではなく車中避難者が多く発生したのも大きな特徴でした。

熊本県は「被災者の痛みを最小化すること」、「元の姿に戻すだけではない創造的な復興を目指すこと」、そして「復旧・復興を熊本のさらなる発展につなげる」という「復旧・復興の3原則」を地震の直後に示し、それを具現化するため「くまもと復旧・復興有識者会議」を開催し、提言がまとめられました。

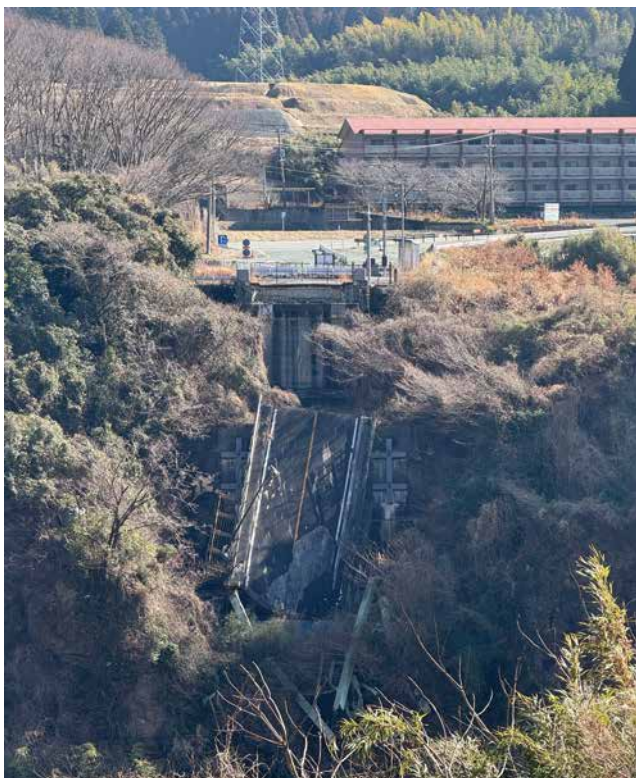
責務としての記憶・教訓の継承

この提言の中には、未曾有の大災害を経験した熊本県の責務として記憶・教訓を継承することが記載されています。

継承にはさまざまな形があります。たとえば、災害に関する写真や映像、さまざまな文書等の資料を記録としてアーカイブ保存するのもその一つです。実際に熊本県では、平成29年に「熊本災害デジタルアーカイブ」を立ち上げ、公開しています。また、実際に被害を受けた建物や構造物を災害遺構としてとどめ、視覚的に後世に伝えることも災害の風化を防ぐうえで効果的な方法です。その場所に現物を残すことが復興の妨げになる場合は、部分保存や移設保存という選択肢もあります。

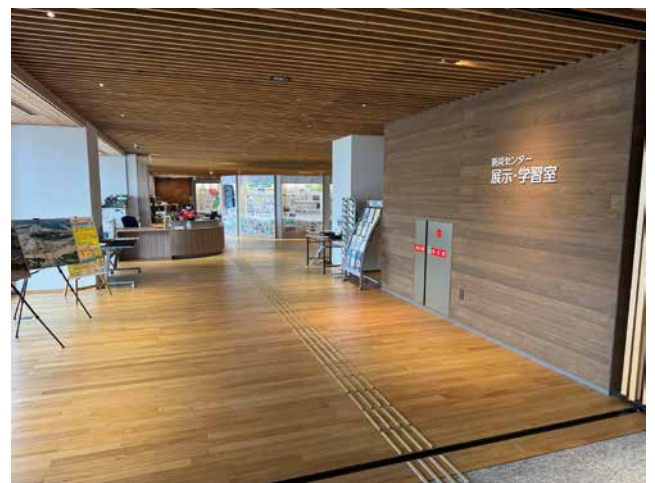
平成29年に震災ミュージアムのあり方検討有識者会議が立ち上げられ、震災遺構の保存や活用方法も含め、県としてどのように震災を継承するのか、震災ミュージアムや防災センターの設置といった方向性が議論されました。

熊本地震では約30kmにわたって地表地震断層が出現していることが大きな特徴です。これを活かしながら、それぞれのエリアの復旧・復興状況の違いも考慮して提唱されたのが、2カ所の中核拠点設置を含む回廊型ミュージアム「熊本地震 記憶の廻廊」です。訪れる人に被災した各エリアを回ってもらい、それぞれ土地の自然・社会的特性も含めて、震災を認識してもらうためのフィールドミュージアムとする構想です。



南阿蘇村に災害遺構として残る、崩落した旧阿蘇大橋の橋桁（令和8年（2026年）2月撮影）

中核拠点の一つが、令和5年（2023年）5月に設置された熊本県防災センターです。県防災センターは県庁に隣接し、災害対策本部としての機能を担う行政的な拠点となります。地震当時、危機管理部門が高層階にあり、エレベーターの停止で苦勞した経緯や、支援組織等への対応経験から、支援に入った人々が使う場所の確保、マスコミ対応の動線なども考慮した施設となっています。平時は学習の場として熊本地震や令和2年7月豪雨に関する展示が常設されるほか、セミナー等が行えるスペースも設けられており、県が主催する防災イベントなども行われています。



熊本県防災センターに設置された展示・学習室（令和8年（2026年）2月撮影）

もう一つの中核拠点が、南阿蘇村の旧東海大学阿蘇キャンパス周辺を整備して令和5年（2023年）7月にオープンした「熊本地震震災ミュージアムKIOKU」（以下KIOKU）です。直下を地震断層が走り、震度6強の揺れを受けながら倒壊しなかった建物と断層を一体的に保存している震災遺構が旧東海大学阿蘇キャンパス内にあり、KIOKUはこの震災遺構に、熊本地震や自然環境、災害への備えについて学べる展示施設を併設しています（震災遺構は令和2年に先行公開）。

展示施設をつくるにあたり、キーワードとなったのが「災害を伝え、学び、次に備える」です。展示室1では熊本地震で何が起きたのか、展示室2では熊本と阿蘇の大地の成り立ちや地震のメカニズム、そして震災遺構を挟んで展示室3では熊本地震の教訓から災害への備えを学ぶという展示構成になっています。展示室間の渡りには、来場者に対する問いかけが書かれたプレートが掲げられています。たとえば地震のメカニズムを見た後には「あなたの家の近くに活断層あり

ますか」、震災遺構の地表地震断層を見た後には「あの断層が次に動くのはいつだろう」という具合です。これは、展示を見て終わるのでなく、自分事化につなげてもらうための工夫です。

実際にKIOKUを訪れて印象に残ったのが、入場料の設定で県内小中高生を無料としており、外来者だけでなく地元の人たちにも「継承」していく取組がされていることです。

有識者会議のメンバーでKIOKUの展示内容に関わった熊本大学大学院先端科学研究部・竹内裕希子教授が被災者で行った調査によれば、被災当時は停電していて情報が限られることに加え、自分たちの周囲のことで精一杯で、被災者は災害の全体像を認識する機会が得にくかったといいます。こうしたことから、地元の人にも展示を見てもらい、認識してもらうことも「継承」として重要な意味を持つのです。



ノウハウの蓄積を次に活かす

熊本地震を経験した人たちの防災への意識は確実に高まっています。たとえば熊本県では防災士の養成講座を地震前から継続的に実施していますが、以前は60代や70代の男性が受講するケースが多かったのが、近年は自分たちで制度があることを知った小中高生も含む幅広い年代や女性も多く受講するようになっているといいます。

また令和6年に熊本で開催されたぼうさいこくたいでは、過去の大会以上に多様な背景を持つ団体が多く参画したほか、通りがかりの一般の来場者も多く見られました。これも震災を経験したことで、防災が確実に自分事化された現れと考えられます。

熊本地震の経験はさまざまなノウハウの蓄積にもつながりました。たとえば熊本県南部を襲った「令和2年7月豪雨」では、コロナ禍での避難所運営に、パーテーションや段ボールベッドの迅速な手配がされるなど、熊本地震での教訓が生かされました。

地区防災計画づくりにおいても、県が地区防災計画作成方法も含めたガイドブック「地域防災活動支援プログラム」を作成したほか、危機管理防災課の担当者が出前講座や作成支援に入るなど、熊本地震以降は包括的な支援体制ができています。

災害支援体制についても同様です。熊本地震では行政支援・民間支援ともに、過去の災害での課題の蓄積を踏まえた対策がされており、迅速な支援が行われま



熊本地震震災ミュージアムKIOKUの展示棟、震災遺構・旧東海大学阿蘇キャンパスと地表地震断層（令和8年（2026年）2月撮影）



令和6年に熊本市で開催されたぼうさいこくたいの展示ブースの様子（内閣府）



令和2年7月豪雨災害における熊本県人吉市の避難所の様子。熊本地震のノウハウが活かされ、コロナ禍の中迅速にパーテーション等が設置された（熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：人吉市）

した。たとえばボランティアについては、熊本地震の5年前に発生した東日本大震災の教訓が生かされ、ボランティアを調整するJVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）の仕組みができていたこともあり、組織的で迅速な支援が実現しました。熊本地震の後にはKVOAD（くまもと災害ボランティア団体ネットワーク）も立ち上がり、令和2年7月豪雨の際にはコロナ禍で他県からの支援が入れない中、重要な役割を果たしました。支援物資についても、熊本地震では東日本大震災の教訓を活かしたプッシュ型支援により、他の災害に比べると早く、3日目には十分な量が届いていました。



熊本地震における御船町での行政支援の様子（熊本災害デジタルアーカイブ／提供者：高知県四万十市）

「備える」ことの重要性

一方で、新たな課題も表面化しました。支援する側がノウハウの蓄積を活かしたのに対して、支援を受ける側の受援体制ができていなかったことです。熊本地震では、最初の地震の翌日には既に支援が入っていました（結果として支援者も本震を経験することになりました）。支援を受ける側の市町村の職員たちは、外からの支援を想定しておらず、何をしてもらえばいいのかが整理されていませんでした。送られた支援物資も、管理や仕分けが滞り、道路の被災と併せて各避難所への円滑な配送ができなかったことも課題になりました。

こうした事例から、支援はする側とされる側双方の準備がないと機能しないということは大きな教訓となりました。こうした経緯から現在では受援計画の作成などの重要性も認識されるようになりました。

以上のように震災の記憶・教訓を継承に向けてさまざまな取組が進む一方、次に訪れる災害への備えも重要です。その際に気をつけなければならないのは、必ずしも次も同じ対応でいいとは限らないという点です。震災の教訓は普遍的なものであるのに対して、「備え」は社会情勢や技術の発達によってステップアップや変容が求められるものです。

備えには、事前にリスクを知る「情報の備え」、備蓄等の「物の備え」、そして共助のための顔が見える関係をつくっておく「人（ネットワーク）の備え」の3つの観点があり、それぞれを考え、準備しておくことが推奨されます。

地震等の自然の営みを止めることはできません。これに対して、「備え」は災害に対して私たちが唯一できることです。正しく備えるためにも、熊本地震の経験と教訓を継承し、災害を知り、自分事化しておくことが大きな意味を持ちます。

※本記事作成にあたり、多くの知見を教示いただいた熊本大学大学院先端科学研究部・竹内裕希子教授に深謝いたします。

<参考文献>

内閣府、2019、『平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害状況等について』

熊本県、2025、『平成28年熊本地震に関する被害状況について』くまもと復興・復興有識者会議、2016、『熊本地震からの創造的な復興の実現に向けた提言』

震災ミュージアムのあり方検討有識者会議、2017、『熊本地震震災ミュージアムのあり方検討有識者会議報告書』

熊本県、2023、『地域防災活動支援プログラム』

熊本県、2016、『熊本県から見た支援物資等に関する課題と提案について』

首都直下地震の新しい被害想定と実施すべき防災対策 ～首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書公表～

内閣府（防災担当） 防災計画担当／内閣府（防災担当） 調査・企画担当

1 はじめに

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）には、中央省庁や企業本社等の首都中枢機能が集積し、かつ、人口や建築物が密集しています。このような東京圏において大規模地震が発生した場合、広域的な災害応急対策に不可欠な首都中枢機能の継続性の確保が課題となります。また、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済的被害は甚大なものになると予想され、その軽減策の推進は、我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題と言えます。

政府は、平成26年（2014年）3月に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（以下「基本計画」といいます。）及び政府業務継続計画を閣議決定し、さらに平成27年（2015年）3月には減災目標を基本計画に位置付けて、対策に取り組んできたところです。今般、基本計画の策定から10年が経過することから、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、東京圏を取り巻く状況の変化や防災対策の進捗状況等を踏まえ、被害想定の見直しや新たな防災対策について検討し、令和7年12月に報告書が取りまとめられましたので、本稿においてその概要を紹介します。

2 新たな被害想定概要

東京圏及びその周辺地域は複数のプレートが沈み込む比較的地震活動が活発な地域であり、M7クラスの地震はいつどこで発生してもおかしくありません。地震調査研究推進本部によると、南関東地域の直下でプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震が発生する確率は今後30年間で70%程度と評価されています。被害想定の対象としては、首都中枢機能への影響等を考慮し、被害が甚大となる「都心南部直下地震」を選定しています。

都心南部直下地震による人的・物的被害については、最悪のケースでは、死者数約1.8万人、全壊・焼失棟数約40万棟と想定されています。揺れによる被害については、曝露量（被災する可能性がある人や建物）が膨大であることから、木造家屋等が多数倒壊するほか、固定していない家具等の下敷きによる死傷等、多数の人的被害が発生するおそれがあります。地震火災による被害として、大規模な延焼火災が発生するおそれがあります。四方を火災で取り囲まれたり、火災旋風等が生じたりする等して、多くの人的被害が発生するおそれがあります（図1）。

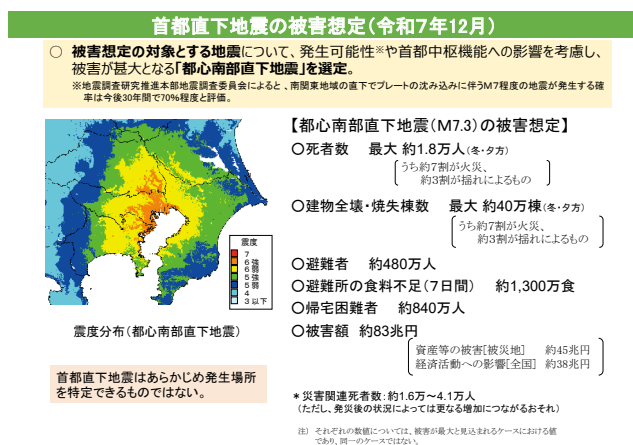


図1 新たな首都直下地震の被害想定

ライフライン被害については、被災した火力発電所の運転停止等により、被災直後に最大約5割の建物が停電するおそれがあります。停電や設備の被災等に起因して、被災直後には固定電話・インターネット回線の約5割で支障が想定されます。また、管路や浄水場、下水処理場等の上下水道施設の被災により、被災直後に上水道は約3割、下水道は約5%の地域で利用支障が生じるおそれがあります。

避難者については、自宅家屋の被害やライフライン被害、マンション等におけるエレベーターの長期間停

止、家庭の物資不足等が発生することで、発災2週間後に約480万人まで達するおそれがあります。また、鉄道等の公共交通機関の運転取りやめ等に伴って約840万人が帰宅困難になると想定されています。

このほか、災害時に首都中枢機能を確保できなければ、災害応急活動はもとより、社会経済活動が維持できず、我が国全体の国民生活や企業等の経済活動に大きな影響が生じるおそれがあります。

さらに、この10年の社会情勢の変化を踏まえると、高齢者や外国人等の災害時に配慮が必要な方の増加に伴う災害対応ニーズの増大、SNS等におけるデマ等の拡散等も想定されます。このほか、高層マンションが増えていることから、居住者が一斉に避難所へ避難することで避難所の定員を大幅に超過するおそれがあります。

3 対策の方向性

東京圏には、首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ、我が国の人口の約3割が居住していることから、首都直下地震対策においては「首都中枢機能の確保」、「膨大な人的・物的被害への対応強化」の2つの観点が重要です。加えて、被災後の「迅速な復興、より良い復興」に向けた事前の備えが重要です。その前提として、国民、企業等、地域、行政が一丸となって首都直下地震を乗り越えるべく、首都直下地震を「自分ごと」として捉えて平時からの防災対策を進めるとともに、社会全体での体制の構築に取り組んでいく必要があります（図2）。

首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書 新たな対策のポイント	
防災意識の醸成（「自分ごと」化）、社会全体での体制の構築	
① 東京圏で生活する各人での取組 ② 総合的な防災力の向上に資する多様な連携 ③ 防災DXの加速	
I 首都中枢機能の確保	II 膨大な人的・物的被害への対応強化
① BCPの策定・実効性確保 ② 首都中枢機能のレジリエンスの強化 ③ 政府の情報発信機能の強化	① 直接被害の絶対量を軽減するための 予防対策の徹底 ▶ 建築物の耐震化等、火災対策（感震ブレーカー等）、ライフライン・インフラの強化 ② 限られた人的・物的リソースの中で対応するための 災害対応力の強化 ▶ 避難生活環境整備、要配慮者への支援強化、広域応援体制強化 ③ 真に支援が必要な被災者に災害対応リソースを集中するための 災害対応ニーズの大幅な抑制と役割の分担 ▶ 在宅避難の促進（家庭備蓄等）、広域的避難の推進、企業活動の早期回復
III 迅速な復興・より良い復興への備え	
一時的な住まいの確保、被災者の生活再建、事前復興計画の推進	

図2 首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書 新たな対策のポイント

東京圏に住む国民一人ひとりは、住宅の耐震化や家具の固定、感震ブレーカーの設置等の自らの命を守る取組を進めるとともに、食料や水等の家庭備蓄等により発災時の在宅避難が可能な環境づくりに取り組み、首都直下地震による被害を最小限にすることが求められます。

建物の耐震化や感震ブレーカーの設置については、その取組の実施により被害が大幅に軽減することが見込まれています（図3）。

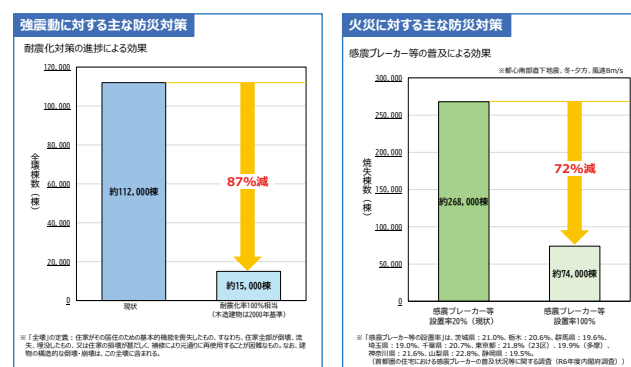


図3 防災対策の効果試算

4 おわりに

東京圏に住む国民一人ひとりが、首都直下地震発生時に自らが極めて困難な状況に見舞われることを「自分ごと」として捉え受け止めて、自分でできることは自分で行い、自ら進んで自助・共助に取り組む意識を持ち、首都直下地震による被害を最小限にしていかなければなりません。

本報告書が、国民、企業等、地域、行政それぞれの立場から読み込まれ、首都直下地震対策の検討や見直しを行う端緒となり、「国民、企業等、地域、行政が共に首都直下地震に立ち向かう」姿が実現することを期待しています。

文献

首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書
https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html

令和7年度第二回防災経済コンソーシアムを開催

内閣府（防災担当） 防災計画担当

内閣府では、平成30年より、17の経済・業界団体から構成される「防災経済コンソーシアム」を構築し、事業者が災害に対して備える力の向上を促すことで、社会全体の災害リスクマネジメント力を高める取組を進めています。

令和8年（2026年）2月18日に令和7年度第二回防災経済コンソーシアムを開催しました。本会議では、各団体傘下の事業者の災害対策や事業継続の更なる強化に繋げることを目的に、首都直下地震対策検討ワーキンググループの委員でもある、政策研究大学院大学の家田仁特別教授から、令和7年（2025年）12月19日に公表されました「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」の概要とポイントについてご講演いただきました。想定避難者数や被害影響を鑑みると多くの国民が被害当事者となる可能性が高く、国民全体が自分ごと化し、総力を挙げて取り組むことの重要性、また短期から長期までの対策を時間軸全体で講じる必要性について説明いただきました。また、実効性のあるBCP策定促進に向け、「防災への理解が進まない、自分ごと化できない背景と効果的対策」や「BCP

策定促進に向けた効果的なインセンティブ」について、各団体と意見交換を行いました。今回いただいたご意見を踏まえて、今後の施策の参考にしてまいります。令和8年度も引き続き、本コンソーシアムでの「企業の災害対応力強化に向けた情報共有・意見交換」を通じて、経済・各業界団体との連携を深めるほか、令和8年度はBCP策定促進に繋がる事例集の作成等により事業者のBCP策定を促進することで、企業の災害対策及び事業継続力の強化を図っていきます。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付

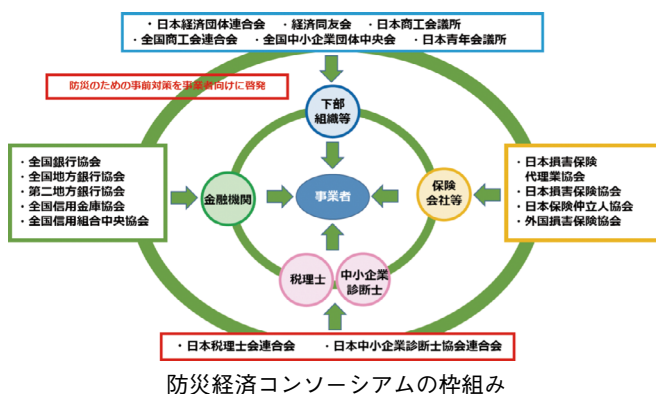
電話：03-5797-7946

【参考URL】

[企業防災のページ（内閣府防災担当）：防災情報のページ内閣府 \(bousai.go.jp\) gaiyou.pdf \(bousai.go.jp\)](https://bousai.go.jp/gaiyou.pdf)

【添付資料】

- ・ 防災経済コンソーシアムの枠組み
- ・ コンソーシアム開催状況



防災経済コンソーシアム開催状況（令和8年（2026年）2月）

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（防テクPF） 第12回マッチングセミナー（東京）を開催！

内閣府（防災担当） 防災計画担当

内閣府では、災害対応を行う地方公共団体等が抱えるニーズと、民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の全国展開等を行う場として、防テクPFを設置、運営しています。

防テクPFでは、登録無料のマッチングサイトを開設し、直近では約3,000の登録団体に活用いただくとともに、その一環として、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるマッチングセミナーを開催しています。

また、今年度からは、防災ニーズを抱える民間企業と先進技術を持つ民間企業による企業間マッチングも開始し、企業の防災・事業継続力強化を促し、社会全体のレジリエンス力強化に向けた取組を進めているところです。

この度、本年度2回目の開催となる第12回マッチングセミナーを、東京都のスタートアップ支援拠点である「Tokyo Innovation Base」にて令和8年（2026年）2月3日に開催しました。

令和7年（2025年）12月、中央防災会議の下に設置された首都直下地震対策検討ワーキンググループ（以下、「WG」といいます。）が新たな被害想定や対策のポイントをまとめた報告書を公表したことを受け、現在、政府では、首都直下地震緊急対策推進基本計画の改定に向けた検討を進めています。

首都直下地震をはじめとする大規模自然災害に立ち向かうためには、行政のみならず、地域や企業も含めた多様なプレイヤーとの連携を通じた地域防災力の強化が不可欠であり、こうした状況を踏まえ、本セミナーの第1部では、WG委員で東京海上ディエール株式会社主幹研究員の指田朝久様、同じくWG委員で立教大学教授の高岡美佳様に加えて、東京都危機管理監の原田智総様、伊藤忠商事株式会社様、ソフトバンク株式会社様を招き、「地域防災力強化に向けた地域と企業の連携」をテーマに、自治体と企業の連携の在り方について議論しました。

また、第2部では、国立研究開発法人防災科学技術研究所社会防災研究領域長の臼田裕一郎様、株式会社日本政策投資銀行産業調査部課長兼イノベーション投資部参事役兼設備投資研究所主任研究員の蛭間芳樹様に加えて、スタートアップ企業からポケットサイン株

式会社様、スカイビュージャパン株式会社様を招き、「防災産業の期待と可能性」をテーマに国際潮流を踏まえた防災産業の今後の可能性や課題、スタートアップ企業・新技術への期待等について議論しました。

加えて、スタートアップ企業による防災に関する技術・ソリューションピッチや、45社による防災関連製品の技術展示も実施し、現地・オンライン合わせて約370人の参加がありました。

3月6日には本セミナーに併せて提案を募集したニーズ自治体・企業に対するオンライン相談会も実施し、マッチング促進に向けた取組を進めています。



防テクPFでは、防災に関するニーズ、先進技術をお持ちの全ての団体や企業の皆様に参画、活用促進してもらうため、今後も継続的にマッチングセミナー等を開催していく予定です。来年度も年2回のマッチングセミナーの開催を予定していますので、次回以降のマッチングセミナーへの積極的な参加をよろしくお願いいたします。

【防テクPF参考URL】

「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）

マッチングサイト：<https://www.bosaitech-pf.go.jp/>
「第12回マッチングセミナー」

・イベント結果はこちら

<https://bosaitech-pf.go.jp/pages/seminar-12>

【防テクPF問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付

電話：03-5797-7946（直通）



「NIPPON防災資産」の第2回認定式

内閣府政策統括官（防災担当） 普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 北濱 諒

1 はじめに

「NIPPON防災資産」は、内閣府及び国土交通省が令和6年（2024年）5月に創設した制度で、地域で発生した災害の状況や教訓を分かりやすく後世に伝える施設・活動を「NIPPON防災資産」として認定する取り組みです。近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、住民一人ひとりが災害リスクを「自分事」として考えて、防災意識を高めることで地域の防災力を強化するための取り組みとして実施しております。

令和6年（2024年）9月に22件（優良認定：11件、認定：11件）を初めて認定し、この度、令和7年（2025年）12月に第2回認定として新たに10件（優良認定：6件、認定：4件）の認定を行いました。

今回の認定に当たっては、全国の流域治水協議会等を通じて抽出された防災資産の候補案件を対象に、有

識者による選定委員会での審議を経て、内閣府特命担当大臣（防災）及び国土交通大臣が「優良認定」・「認定」案件を認定しました。

2 第2回認定について

今回の認定は、有識者らによる選定委員会での審議を経て実施され、優良認定6件、認定4件の計10件が選ばれました。優良認定には、岩手県釜石市の「いのちをつなぐ未来館における震災伝承活動」、宮城県気仙沼市の「気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館」や岩手県陸前高田市の「東日本大震災津波伝承館」、福島県いわき市の「いわき震災伝承みらい館」等、震災の教訓を多様な形で伝承する施設が含まれました。これらの施設は語り部活動や体験型プログラムを積極的に導入し、継続的に災害の教訓を伝え続けているとともに

「NIPPON防災資産」の認定制度について

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

【内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定】

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が発せられるなど、多くの人が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

災害リスクの自分事化に向けて

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげる。

内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣による認定

- 内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定を実施。「優良認定」、「認定」に区分。

- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ

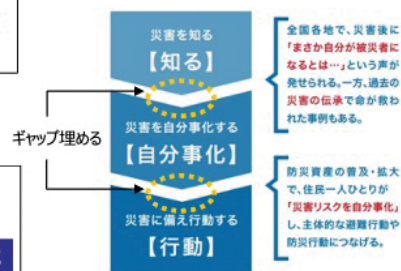


図1 認定制度について

に、幅広い世代に映像や震災遺構を通して防災を分かりやすく伝える取り組みが高く評価されています。

また、長野県飯田市の天竜川総合学習館「かわらんべ」や大阪市の「津波・高潮ステーション」等、風水害の教訓を伝える施設も選ばれ、災害の種類を問わず幅広い防災活動が認定されております。

今回の認定により、地域の防災活動がより広く認知されるとともに、他地域への横展開が期待されております。特に、優良認定を受けた施設では、防災教育・伝承活動のさらなる発展が見込まれ、今後も地域住民だけでなく、教育機関や企業等の多様な主体が参加する防災のモデルケースとしての役割を期待しています。

3 第2回認定式

第2回認定式は、令和7年（2025年）12月22日に東京都千代田区の中央合同庁舎第8号館において開催されました。式典では優良認定を受けた6団体に対して、あかま二郎内閣府特命担当大臣（防災）及び金子恭之国土交通大臣より認定証と認定プレートが授与されました。また、認定（4件）については、各地域で別途授与式が開催され、各地方整備局長等より認定証と認定プレートが授与されました。



写真1 あかま大臣との記念撮影



写真2 あかま大臣、金子大臣と優良認定者との集合写真

4 最後に

本認定制度の名称を、「遺産」ではなく「資産」としているのは、それぞれの活動が過去のものではなく、現在、そして未来において、価値を発揮し続けるものであってほしいという願いからです。取り組みの継続、発展によって、この「資産」の価値をさらに高めていただくことを期待しています。

「NIPPON防災資産」の取り組みは、災害の記憶を風化させず、実効性のある防災・減災対策につなげるための重要な試みであり、今後も本認定制度を通じ、各地域において、過去の災害の教訓や今後の備えに対する理解が深まり、災害リスクの自分事化が推進され、地域の防災力の向上につながっていくことも期待しています。



ロゴマーク



写真3 優良認定を受賞した気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館（令和元年（2019年）6月5日撮影）

NIPPON防災資産WEBサイト

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>

被災者援護協力団体登録制度の運用を開始しました ～災害NPO・ボランティア団体と行政の顔の見える関係づくり～

内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 参事官補佐 澤 邦之

1 はじめに

今般、被災者に対する福祉的支援の充実、広域避難の円滑化、被災者援護協力団体の登録制度の創設等を内容とする、災害対策基本法・災害救助法等の改正がなされました。

令和7年（2025年）7月1日には「被災者援護協力団体登録制度」の運用を開始しました。本稿では、登録制度の創設を一つの契機として、NPO・ボランティア団体と行政とが連携して、被災者に寄り添った支援につなげるには何が必要かを考えます。

2 法改正の背景

令和6年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に甚大な被害をもたらしました。政府では、令和6年（2024年）5月に中央防災会議防災対策実行会議の下にワーキンググループを立ち上げ、同年11月に「令和

6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」を取りまとめました。この報告書では、

- ・政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化
- ・災害関係法制における「福祉」の位置付けの検討
- ・広域避難者や自主避難所の避難者を含め、情報把握のあり方の検討
- ・NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

等の方向性が示されました。この報告書を踏まえて法案審議が行われ、令和7年（2025年）5月28日に災害対策基本法等の一部を改正する法律が成立しました。

この改正の取り扱う領域は広いと、本稿では主に避難所の運営に注目して「被災者援護協力団体登録制度」について見ていきます。



図1 登録制度の概要

3 法改正の概要

(1) 避難所の運営等

避難所は、様々な立場の方が同じ場所で過ごすため、日常とはまったく異なる生活の場となります。避難所運営は、避難所のレイアウト設定、簡易ベッドやパーティションの設置、防寒や暑熱対策の実施、支援物資の仕分け、トイレ清掃など、様々な業務が必要です。

また、避難生活のフェーズが進むと、避難生活の困りごとや、日常生活を取り戻す生活再建に関する悩みなどの相談を受け付け、支援につなげる必要も生じます。また、在宅避難者への戸別訪問を含む、要配慮者に対する体調管理の助言等、被災者一人一人に寄り添ったきめ細かな対応も必要です。

(2) 「被災者援護協力団体登録制度」のねらい

避難所や在宅の避難者の支援ニーズは多岐にわたり、災害の規模が大きくなると公的機関だけでは十分な支援が難しくなります。とりわけ、福祉的支援においては、公的機関に加え、NPO・ボランティア団体等によるきめ細かな支援が重要です。

能登半島地震では、発災直後から今に至るまで、専門技能を有するNPO・ボランティア団体等が、避難生活、福祉支援、被災家屋の保全等、様々な分野の支援で重要な役割を果たしていただいています。

この登録制度のねらいは、実績ある団体の情報（団体名、活動内容、活動実績、活動エリア等）をデータベース化して全国の自治体等と共有し、普段から官民の「顔の見える」関係を作って、発災直後から、質の高い被災者支援が行えるよう、平時から準備を進めることにあります（図1）。どの団体が、どこの地域でどのような支援ができるかを「見える化」することが

その第一歩であり、様々な分野の支援団体に登録していただきたいと考えています。

(3) 災害中間支援組織を核にしたNPO等との連携

被災者の多様なニーズに対しては、公的サービスと民間の活動をつないで、モレとムラなく支援を届ける必要があります。そのためには、災害の状況や被災者のニーズ、ボランティア活動の全体像を関係者と共有し、調整する情報共有会議等の場作りが不可欠です。

この「つながり」の場作りには、行政だけではなく、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う民間組織）を含めた官民の連携が重要です。

しかし、混乱している被災地にとって、初めて会う支援団体と信頼しあえるまでには時間を要します。発災してから初めて関係を作るだけではなく、平時から災害中間支援組織を核にした信頼関係作りには、この登録制度を活用したいと考えています（図2）。

4 まとめ

この制度は昨年始まったばかりです。被災者支援を担う様々な団体とともに、これから一緒に作りあげる制度だと考えています。今後、内閣府としても、訓練や研修等を通じ、行政と民間とがともにスキルアップして「育つ」機会を増やしていく予定です。豊かな支援経験を持つ支援団体の積極的な登録をお願いします。

文献

内閣府ウェブサイト

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html>

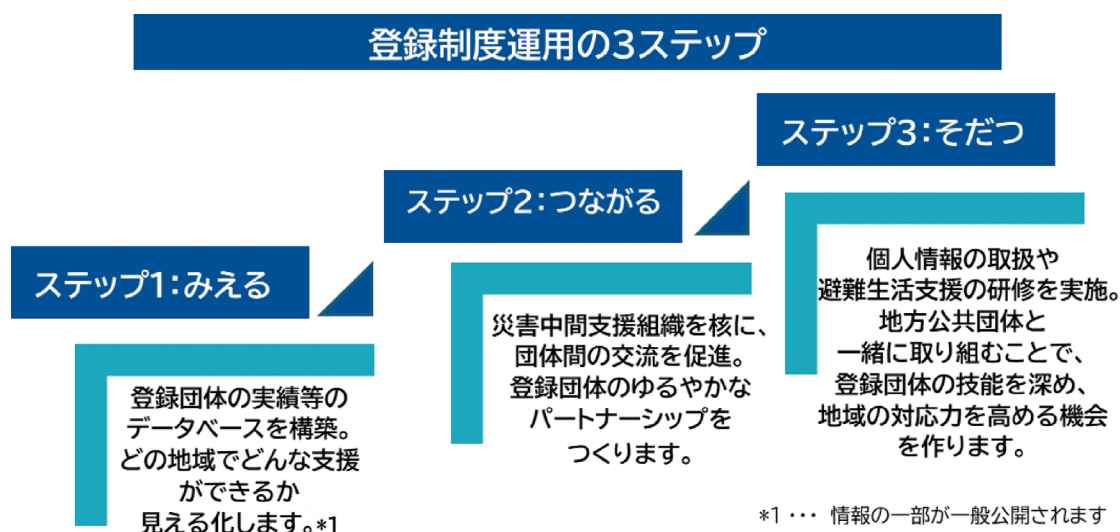


図2 登録制度運用の3ステップ

令和8年（2026年）5月から防災気象情報が新しくなります

気象庁大気海洋部気象リスク対策課

1 はじめに

近年、地球温暖化の影響もあり、集中豪雨等により自然災害が頻発化・激甚化しています。自然災害から身を守るためには、住民の皆様一人ひとりが、大雨等の気象状況等に応じた避難等の防災行動を自主的にとることが重要です。そうした防災行動の判断を支援する情報として、気象庁では大雨警報等の様々な防災気象情報を提供しています。これらの防災気象情報を、より分かりやすく、伝わりやすいものとしていくため、国土交通省水管理・国土保全局と気象庁では、令和4年（2022年）1月から「防災気象情報に関する検討会」を開催しました。この検討会では、防災情報の専門家や報道機関、気象予報士等の有識者の方々による議論を2年半にわたり重ね、その結果は令和6年（2024年）6月に提言としてとりまとめられました。気象庁では、その提言を踏まえた新たな防災気象情報の運用を令和8年（2026年）5月下旬から開始します。

この新たな防災気象情報では、河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する警報・注意報を、避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させ、災害発生の危険度に応じて発表します。これまでの警報・注意報等の情報体系が大きく変わることから、以下に新情報の概要をご紹介します。

2 新情報のポイント

(1) 5段階の警戒レベルへの整合

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルにより住民がとるべき行動が設定されています。警戒レベルに相当する河川氾濫・大雨・土砂災害・高潮に関する情報は、これまで警戒レベルとの対応が情報ごとに異なり、分かりにくい点がありました。新情報では、情

報名称への警戒レベルの数字の付記、河川氾濫に関する特別警報の新設、警戒レベル4に相当する危険警報の創設等、情報の名称や体系を見直します。これにより、国民の皆様がとる防災行動の判断を、より一層支援できるようにします。

(2) 情報への警戒レベルの付記

危機感を適切に伝え、住民がとるべき防災行動をより連想しやすくするため、情報に対応する警戒レベルとの関係を明確にし、情報名称そのものに警戒レベルの数字を付けて発表します。例えば、警戒レベル3相当の大雨警報は「レベル3大雨警報」として発表します。これにより、レベルの数字を見聞きしただけで、現在の気象状況が、どのような防災行動をとるべき段階にあるのかが分かりやすくなります。

レベル3の警報やレベル4の危険警報が発表された場合には、自治体からの避難指示等に十分留意いただくとともに、災害の危険度の高まりを地図で表示する「キキクル」や河川の水位情報を参照して、危険な場所にいる方は早めの避難を心がけてください。

(3) 河川氾濫に関する特別警報の新設

河川氾濫については、これまで予測技術が十分ではなかったことから、特別警報を運用していませんでした。しかし、近年の河川水位の観測・予測技術の進展

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			

図1 新しくなる警報等の一覧表

により、特別警報の運用が技術的に可能となってきました。このため、洪水予報河川を対象として、河川ごとに河川氾濫に関する特別警報の運用を新たに開始し、「レベル5氾濫特別警報」として発表します。

また、これまで発表していた市町村ごとの洪水警報・注意報の発表を今後は行わず、洪水予報河川以外の河川については大雨に関する警報・注意報等で扱います。

(4) レベル4相当情報としての「危険警報」の運用

これまでの、自治体からの避難指示発令に当たる警戒レベル4に相当する情報について、土砂災害では「警戒情報」、河川氾濫では「危険情報」といったように、情報名称が統一されていませんでした。また、大雨による浸水害を対象とする警戒レベル4相当の情報がないという課題がありました。このため、警戒レベル4に相当する情報として、新たに「危険警報」を運用することで情報名称の統一を図ります。併せて、大雨に伴う浸水害等について「レベル4大雨危険警報」を新設します。

(5) 気象防災速報、気象解説情報の新設

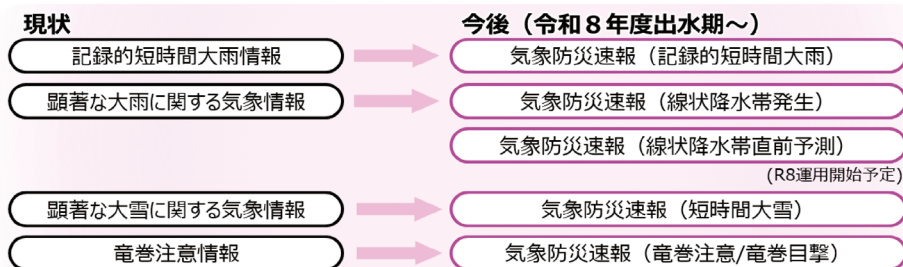
これまで、特別警報や警報、注意報等の警戒レベル相当情報を補足・解説する目的で、様々な気象情報を運用していました。新たな防災気象情報では、これらを大きく2つに分類します。

短時間の記録的な大雨や線状降水帯による大雨、竜巻の発生等、極端な現象を速報的に伝える情報は「気象防災速報」として、その他の情報は気象状況等を網羅的に解説する「気象解説情報」として、それぞれ発表します。

3 新情報の周知広報に向けて

防災気象情報は社会の様々な場面で活用されています。今回改善する新たな防災気象情報がしっかりと社

気象防災速報 … 極端な現象を速報的に伝える情報 (府県単位でのみ発表)



気象解説情報 … 現在・今後の気象状況を網羅的に解説する情報 (全国・地方・府県単位で発表)



図2 気象防災速報と気象解説情報

会に定着し、有効に活用されることが何よりも重要です。気象庁では関係機関と連携しながら、あらゆる機会をとらえて、引き続き新情報の周知広報に取り組んでまいります。

新情報の周知広報に向けて、気象庁と各地の気象台では自治体等と連携し、住民向けの講演会等を開催しています。

その周知広報の一環として、昨年12月に文部科学省と共に『『日本の気候変動2025』と地域防災を考えるシンポジウム』を開催しました。新たな防災気象情報について解説するとともに、地球温暖化による降水の変化への対応や、各地における水防災の取組について報告がありました。地球温暖化がさらに進めば、極端な大雨の発生頻度・強度はさらに増加すると予測されており、自然災害への備えが一層重要となります。シンポジウムの録画をアーカイブ配信していますので、ぜひご覧ください。

気象庁「新たな防災気象情報について (特設ページ)」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/keiho-update2026/index.html>



気象庁『『日本の気候変動2025』と地域防災を考えるシンポジウム』

https://www.data.jma.go.jp/cpdinfo/climate_lecture/index.html



地域密着のラジオ放送を通じた防災教育・地域防災力の強化

総務省情報流通行政局放送業務課

1 災害時の情報入手手段としてのラジオ放送

近年、相次ぐ台風や集中豪雨等の災害により、地域住民の生命・財産が失われる被害や大規模停電等が頻発しています。災害発生時には、災害情報や避難情報を確実に取得することが大変重要ですが、大規模災害時には停電によってスマートフォンが利用出来なくなることも予想されます（図1）。

このような時にラジオ放送は、ラジオの受信機と乾電池があればいつでもどこでも聴くことができる、大変便利なメディアです。東日本大震災（平成23年（2011年）3月）をはじめ、これまでの大規模災害でもファーストインフォーマー（第一情報提供者）として重要な役割を果たしてきました（図2）。

2 地域密着のラジオ放送があることをご存じですか？

ラジオ放送と言えば、広範囲で聴取可能なAMラジオ放送や、県単位で存在しているFMラジオ放送をイメージされるかもしれませんが、実は地域に密着した情報発信を行っているラジオ放送（コミュニティ放送）が全国各地に存在しています。

コミュニティ放送局は平成4年（1992年）に北海道函館山に「FMいるか」が開局して以来、令和8年

（2026年）2月時点で全国342の事業者がそれぞれの地域でラジオを通じて日々の情報を伝えています。そして、コミュニティ放送局の多くが地元自治体と災害時の協定を締結しており、地域のテレビ局等では網羅することが難しい地域毎の災害復旧・復興情報について、地元自治体からの正しい情報を発信する役割も担っています。

ただし、普段から地元のラジオ放送を聴いていない方が増えていますので、災害時において急に情報を得ようとしてもラジオ受信機すら持っておらず、ラジオを通じた情報の入手に気がつかないという方もいらっしゃるかもしれません。

3 地域密着放送だからできること

そこで、一部のコミュニティ放送局においては、普段の暮らしの中で地域住民（リスナー）が参加するイベントを通じて、小学生からご高齢の方々を含めた全ての年齢層に対して、まずは地元情報を発信するラジオ放送局の存在を知っていただくとともに、ラジオ放送が地域や地元団体の活動を促進するための「共生」プラットフォームとしての役割を担っているということを紹介する取組を行っているところもあります（図3）。

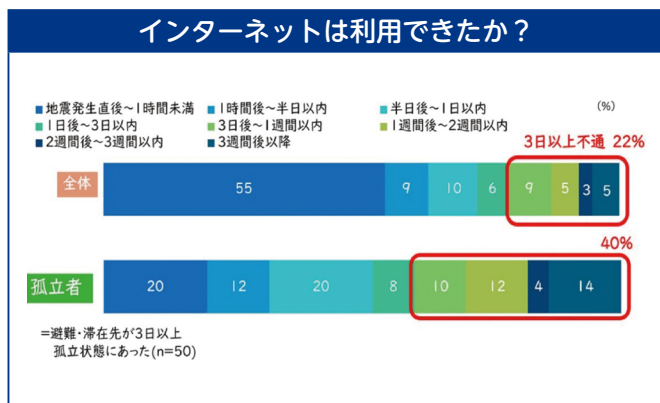


図1 能登半島地震発生時の状況

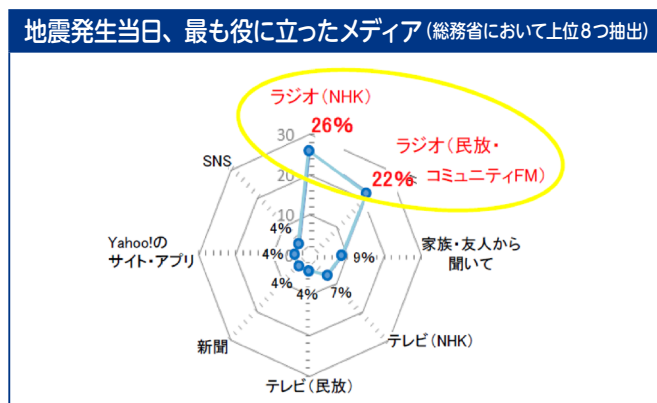


図2 北海道胆振東部地震発生時の状況



図3 JAふれあいフェスティバル2025

また、中には小学生に向けた新聞を通じて防災教育に貢献しているコミュニティ放送局もあります（図4）。



図4 熊本シティエフエム発行 子ども新聞

4 最後に

もしかすると、あなたのお住まいの地域にもコミュニティ放送局が存在しているかもしれません。今、多くのラジオ放送局ではインターネットでも番組を配信していますので、今後、地域の防災訓練や地域のイベ

ント等でコミュニティ放送局の存在を知った際には、まずは是非一度、放送を聴いてみてください（写真及び図5）。きっと、地元情報に特化した濃い世界が広がっているはずです。



写真 千葉県君津市総合防災訓練（令和7年（2025年）11月8日）



図5 防災ミーティング（札幌市）

文献

- 図1：NHK文研ブログ「能登半島地震 被災地にどこまで情報は届いていたのか？」
- 図2：NHK放送文化研究所「放送研究と調査」平成31年（2019年）2月号より、総務省近畿総合通信局作成
- 図3：令和7年（2025年）11月開催「JAふれあいフェスティバル」（JA徳島）
- 図4：平成26年（2014年）9月熊本シティエフエム発行「子ども新聞」
- 図5：北海道札幌市西区八軒防災ミーティング2018案内チラシ
- 写真：令和7年（2025年）度「千葉県君津市総合防災訓練」におけるラジオ放送の様子

令和7年度における総務省の特別行政相談活動

総務省行政評価局行政相談企画課

1 総務省の相談活動

総務省では、全国50か所に設置された行政相談センター等の拠点において、地域の皆さまからの相談に対応しています。そして、地震、豪雨、台風等の災害が発生した場合には、これらの拠点が、被災された方々の支援を行うため、①住まいや身の回りのこと、支援金等お金のこと、各種役所の手続きのこと等の生活支援情報をまとめた「ガイドブック」の作成・配布、②通話料無料の災害専用電話の設置、③国の機関、自治体、行政書士会などの士業団体が参加する特別行政相談所の開設等の特別行政相談活動を実施しています。

2 令和7年度の活動

令和7年度は、令和6年度末に岩手県大船渡市及び愛媛県今治市で発生した林野火災をはじめ、台風第8号（沖縄県）、8月6日からの大雨（熊本県、鹿児島県）、台風第15号（静岡県）、台風第22号（東京都）及び大分市佐賀関の大規模火災（大分県）に際し、各都

県（図1）の作成・配布や特別行政相談所の開設を行いました。

また、「令和6年能登半島地震」についても特別行政相談活動を継続しています。石川行政評価事務所が令和6年（2024年）1月10日に公表したガイドブックは、情報を随時更新し、令和8年（2026年）1月までに約2.3万部を配布しました。さらに、同事務所では、令和6年（2024年）1月12日に開設した災害専用フリーダイヤル（令和7年（2025年）3月末に終了）や、石川県内140か所で開設した特別行政相談所（図2）を中心に、令和8年（2026年）1月までに約5,900件の相談を受け付けました。

こうした中、令和7年（2025年）6月、全国に所在する管区行政評価局等が、災害対策基本法の規定に基づく「指定地方行政機関」に指定されました。

今後発生が想定される災害においても、自治体等との連携を一層強化し、被災者支援に万全を期していきます。

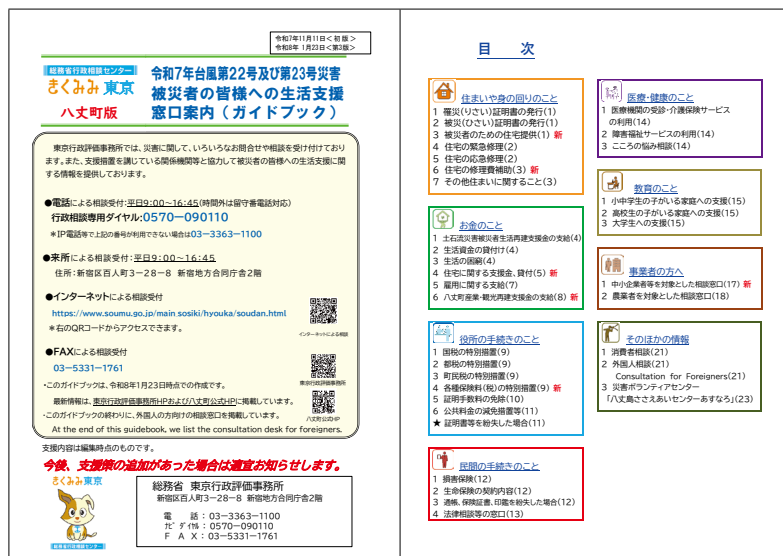


図1 東京行政評価事務所作成のガイドブック（表紙・目次）

総務省ホームページ（災害時の行政相談活動）：



図2 石川県輪島市で開設した特別行政相談所（令和6年（2024年）4月）の様子

未来の防災は「事前予防」がカギ。 ～国内初の「国際安全都市アジア市民大会」を京都府亀岡市で開催！～

京都府亀岡市自治防災課

1 はじめに

京都府亀岡市は、WHO（世界保健機関）が推奨する安全安心のまちづくりの取組である「セーフコミュニティ」を「国際安全都市」とわかりやすく表現し、その活動成果を国内外に一層広めるため、市制70周年記念事業として「国際安全都市」を冠したアジア市民大会を開催しました。

市民大会には、国内外あわせて約300人が参加し、海外から、韓国・台湾・タイ・中国の14地区、38名が来日。国内からは、セーフコミュニティを推進している大阪府松原市や青森県十和田市、神奈川県厚木市、福岡県久留米市、山梨県都留市の5自治体のほか、京都府内の17自治体にも参加いただきました。

2 基調講演

メインテーマを「防災から事前予防を考える」とし、内閣府大臣官房審議官の河合宏一氏から、「事前防災の徹底！～防災庁設置に向けて～」と題して、南海トラフ巨大地震や首都直下型地震を想定のうえ、事前防災の必要性について等を講演いただきました。（写真1）

また、国際セーフコミュニティネットワーク副理事長のチョ・ジュンピル医学博士（韓国）からは、災害後の様々な困難を乗り越えることができる地域力の向上等を講演いただきました。

3 事例発表とパネルディスカッション

亀岡市、松原市、タイ・ナーン市の防災に関する事例発表や、亀岡市桂川孝裕市長と松原市澤井宏文市長のほか、海外から台湾、韓国、タイの代表をパネリストとし、基調講演や事例発表についてパネルディスカッションを行い、参加者も交えた意見交換を行いました。（写真2）

会場は満員となり、多くの方々にセーフコミュニティの理念と本市を含むアジア各国の取組を周知する機会となりました。

安全・安心の取組は、すぐに成果が出るものではなく、地道な活動の積み重ねと活動の継続が大切であり、市民一人ひとりが防災について考える取組を今後も継続してまいります。

参考URL

亀岡市HP

<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/soshiki/15/73219.html>



日本セーフコミュニティ推進機構HP 日本版セーフコミュニティ

https://www.jisc-ascsc.jp/safecommunity_japan.html



写真1 内閣府河合審議官による基調講演（令和7年（2025年）8月2日撮影）



写真2 パネルディスカッションの様子（令和7年（2025年）8月2日撮影）

消防用井戸を活用した行田市の取り組み

埼玉県行田市危機管理課・行田市消防本部

1 はじめに

行田市は人口77,396人（令和8年1月1日時点）で、埼玉県の北東部に位置し、北に利根川、南に荒川が流れ、武蔵水路等が市内を縦横に流れ、起伏の少ない平坦な地形をしています。

冬は北西の季節風による乾燥、夏は高温多湿となり、雷を伴うゲリラ豪雨の発生が多く、降雹^{ひょう}を伴うこともあります。近年では、令和元年台風第19号において、市内でも内水被害が発生し、災害救助法が適用される事態となりました。

行田市では、日頃の防災・減災の取組事業として、「行田市防災訓練」をはじめ、「防災士養成講座」や「防災士研修会」（写真1）の実施のほか、「防災体制整備事業」や「消防用井戸を活用した取組み」等を実施しています。

ここでは、行田市の取組みのうち、「消防用井戸を活用した取組み」について紹介します。



写真1 行田市防災士研修（行田市撮影、令和8年（2026年）2月）

2 消防用井戸を活用した取組み

「消防用井戸」とは、井戸水を汲み上げて消火に使用するものです（写真2）。令和6年能登半島地震を受け、大規模な災害が発生した際のライフラインの復旧（生活水の確保）において、行田市では、火災時

に消火のために使われる消防用井戸が生活用水として利用できないかという観点で検討を進め、令和7年（2025年）度に生活用水供給に必要な資機材の整備を行うとともに、市民等に対する実演等を通じて理解の促進を図っています。



写真2 消防用井戸（行田市撮影、令和8年（2026年）2月）

【消防用井戸と地域防災の現状】

大正から昭和初期にかけ、木造家屋の密集地域では、火災の延焼を防ぐための水源確保が急務でした。そのため上水道が未整備の地域や大規模な延焼火災に備えるための分散型水源として、火災発生時の水源を確保し、消火活動を行うための「消防水利」として、消防法において位置づけられていた消防用井戸を、昭和26年（1951年）以降、市や地域住民が積極的に設置してきました。

しかし現代では、上水道の普及や、消防車の水積載量が増えたことから、これらの井戸は、消火活動の消防水利としての役割に加え、新たに大規模災害時の生活用水を確保する重要な「災害に対する強靱性の向上」へ寄与するものとなっています。

市内におよそ1,200カ所存在する消防用井戸の中から、出水量、移動、供給のしやすさ、災害時の実効性を検討して生活用水を供給する消防用井戸として96カ所を選定しました。大規模災害が発生した際、上水道

機能の停止による影響は、飲用水だけでなく、トイレをはじめとした「生活用水」の確保が極めて困難となり、長期の避難所生活では、衛生環境の悪化や、感染症リスク等の増大が深刻な二次災害を引き起こします。上水道の復旧までの間、地域内で分散的に水を供給できる代替水源の確保を、最も重要な課題と捉え、地域の復旧力を高めるために、既存のインフラである消防用井戸を、生活用水供給の「予備水源」として機能転換したのは意義のあるものでした。

【消防用井戸の優位性】

消防用井戸の最大の優位性は、上水道とは独立した分散性と強靱性にあります。地震により上水道の幹線が寸断されても、地域に点在する井戸は個別に水を汲み上げることが可能です。また、多くは停電時であっても、消防等が装備するポンプ等で対応できるため、ライフラインが全て停止した場合でも、トイレ等に必要の生活用水を継続的に提供することが可能となります（写真3）。



写真3 消防用井戸点検視察（行田市撮影、令和7年（2025年）10月）

【消防用井戸の運用に関する課題と対策】

消防団員の井戸を汲み上げる真空ポンプ操作技術の習得や、消火活動と給水活動の兼任による負担を軽減するため、消防団は常に点検を行い、その際、ポンプ操作の熟練度を上げるよう体制を構築することが重要となります。

また、消防団員は、災害発生直後は、人命に関わる最重要任務に集中する必要があるため、本格的な生活用水の供給活動は、災害発生から72時間以降となります。

【消防団による効果的な運用体制の構築】

災害時に同時かつ迅速に生活用水を供給するため、市の15の行政区に給水資機材を整備する必要があると考え、「自立式簡易水槽」、「水中ポンプ式」を令和7年度に整備しました。

市内地区ごとの各消防団の運用割り当ては、消防団の5つの方面消防隊の担当区域をそのまま運用区域とすることで、地域の特性や井戸の場所を熟知した団員による初動給水活動が可能となります。

点検は、消防団と消防署が連携し、ポンプの作動確認、水量（枯渇や水位の変動等）の確認、周辺設備（ホース接続口の損傷、異物の混入等）の確認を重点的に行い、井戸のある場所までのルート等を再確認することで、団員の地域特性の理解を深めています。

供給に必要な資機材

自立式簡易水槽	消防用井戸から汲み上げた水を一時的に貯留し、安全かつ効率的に住民へ供給するためのもの。
消防ポンプ （可搬動力ポンプ）	消防用井戸から自立式簡易水槽へ水を汲み上げる際に使用するほか、活動の迅速性、安全性、持続性を担保するためのもの。
水中ポンプ	消防用井戸から自立式簡易水槽に貯留された水を住民へ分配するポンプ。住民のポリタンク等に供給する分配装置の役割を果たす。

3 まとめ

私たちが直面する複合的な災害リスクに対し、限られた財源や人員での対応となる公助には限界があり、災害発生時は、住民自身の「自助」、地域やコミュニティの「共助」による初動対応が多くの命を救うための大きな力となります。

日頃から、防災における地域の特性や資源（消防用井戸）、そして人（消防団や自主防災組織等）を最大限に活用できるよう備えることが、地域の防災力強化につながります。

行田市では、防災・減災に伴う各種事業を実施していくとともに、引き続き、「消防用井戸」の活用をはじめとして、地域の特性を活かした、機能的な防災体制の構築や、市民に向けた防災・減災意識の啓発に取り組んでまいります。

全国初！250人規模の避難所宿泊訓練

奈良県生駒市危機管理課

1 はじめに

令和6年能登半島地震では、避難所での生活環境の悪化が深刻な問題となっていました。そこで、避難所環境の問題点を洗い出すとともに、各自が避難所運営の理解を深め、備蓄品を見直すため、4年に1度の本市「総合防災訓練」の開催年である令和7年度に避難所宿泊訓練を実施することとなりました。

2 訓練概要

令和7年（2025年）11月1日・2日、指定避難所の一つであるスポーツ施設「生駒市体育協会 滝寺S.C.」にて、断水・停電状態を想定した宿泊を伴う訓練を実施しました。公募による市内の0歳から80歳代までの一般参加者124名や、市の「避難所自動参集職員」「避難所担当職員」等、約50名を含む計254名が参加しました。今回は、市職員が見本となり、避難所運営のための8つの運営係を担当しました。

訓練は、下のタイムスケジュールに沿って実施しました。初日は16時から受付を開始し、翌日の8時半に退所手続きをして終了となりました。

3 新たな取組

今回新たに行った取組であるLINEを利用した避難者把握システムの実証実験と、令和7年（2025年）度購入したパーティション・段ボールベッド等の資機材や、携帯トイレを使用した避難所開設訓練をご紹介します。

(1) LINEを利用した避難者把握システム

避難所名簿係の負担軽減や安否確認回答の迅速化、災害対策本部でのリアルタイムでの避難者状況の把握等を目的に、実証実験を行いました（写真1）。

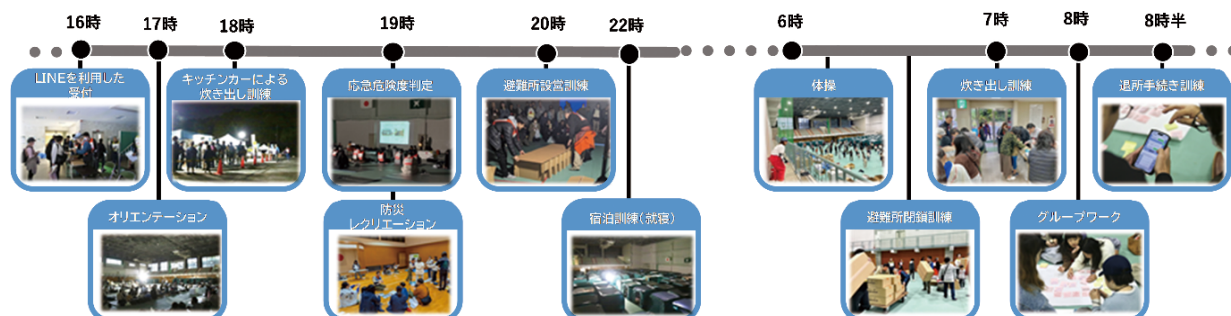


写真1 LINEを利用した避難者把握システム

市公式LINE上でチャットボットの質問に答えることで簡単に生成された個人の二次元コードを受付担当者のスマートフォンのカメラで読み込むだけでチェックイン完了です。スマートフォンをお持ちでない1家族以外の全員が、LINEでチェックインができました。

また、訓練中、チェックインされた方全員にLINE上で健康チェックを配信し、88%の方から健康状態に関する質問への回答を得ました。「健康状態が良くない」と答えた方や未回答の方に保健師が訪問し、体調を確認しました。

チェックアウトは、本人がLINE上で退所申請を行うのみで可能。データはクラウド上に蓄積されるの



避難所宿泊訓練 タイムスケジュール

で、常時、避難所の名簿係がパソコンでチェックイン状況を確認することができます。

(2) 資機材や備蓄物品を使用した避難所開設訓練

令和7年度、パーティションや段ボールベッドを500台ずつ購入しました。本訓練では参加者自身で組み立てることで避難所設営のイメージを深めました(写真2)。



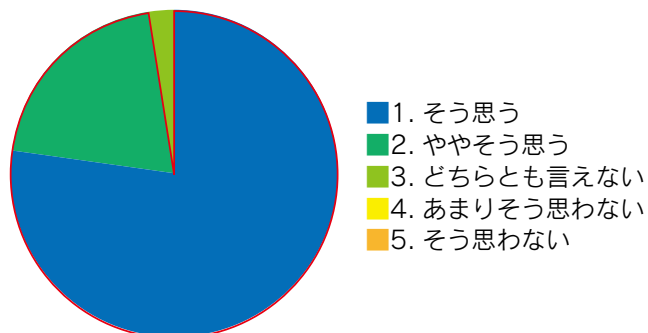
写真2 新しい資機材を利用した避難所設営訓練

また、断水を想定し、携帯トイレの使用・廃棄訓練を行いました(写真3)。家の備蓄を実際に使用する機会は少ないですが、訓練で使うことで重要性や必要性を改めて認識することができました。

参加者からは、「組み立て方法が案外簡単で安心できた」「実際に携帯トイレはあるが、使い方がわかってよかった」という意見をいただきました。アンケートでは「実際の避難所の設営や運営を体験し、イメージが深まった」と答えた方が97%に達しました。



写真3 携帯トイレ



実際の避難所の設営や運営を体験し、イメージが深まった

(3) 協定事業者との訓練

令和6年度に「生駒市災害支援協力会 (IDS)」と「災害時等におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定」を締結したため、実効性を高める目的でキッチンカーによる炊き出しを実施しました。また、生駒市スカウト協議会による防災レクリエーション、自動車販売事業者による給電車の展示、給水活動、近隣自治体による応援等、様々な主体が参画し、発災時に市民・行政・協定事業者等が一体となって災害対応ができるよう訓練を行いました。

4 見えてきた課題

LINEを利用した避難者把握システムについては、スマートフォンを使わない方や通信が断絶した場合の代替手段の確保及び市民への周知が課題となっています。

そのため、現行の紙の受付方法も並行して継続しますが、平常時から多くの市民に使い方を周知するため、避難所運営以外でも活用できる汎用性を持ったシステム仕様の検討や、代替通信手段を模索しています。

新しい資機材を使用した避難所開設については、だれが避難所に到着しても開設できるよう、開設に必要な手順書や必要物品を入れた「First Action Box」の設置、また、各避難所のレイアウトを事前に考えることが課題です。

そのため、令和8年度は複数の避難所において、その避難所に避難する方たちがレイアウトを事前に検討するワークショップを行い、迅速な避難所開設に向けた取組を進めていきます。

5 おわりに

今後、地域の防災訓練等で新しい資機材に触れる機会を積極的に設けていきたいと考えています。また、今回の避難所訓練で得たリアルな体験をお伝えし、各家庭や自主防災会単位での備蓄品等の見直しを促すとともに、備蓄物資を拡充し、自助・共助・公助力の向上を図っていきます。

まつやまジュニア防災リーダークラブ

愛媛県松山市市民防災安全課

1 はじめに

松山市では、小学生から高齢者までの切れ目のない全世代型防災教育に取り組んでいます。この取組の一環として、小学5年生から高校生までのジュニア防災リーダークラブを結成し、年間を通じて、様々な体験や学習をすることで、次世代の防災リーダーを育成しています。

2 まるごと防災たんけん隊!! (写真1)

市内の防災関係機関や企業を訪れ、各団体の平常時の防災活動や災害時に果たす役割を、現場の職員から生の言葉で学びます。

「松山河川国道事務所」では、市内を横断する「重信川」の歴史や特色をクイズ形式で学ぶとともに、実際に川に出向いて土のう作り等を体験しました。

ホームセンターの「DCM株式会社」では、つっぱり棒による家具固定やガラス飛散防止フィルムの貼り付け、簡易トイレの組み立て等を体験し、家庭での日頃の防災対策の重要性を学びました。

そのほか、「日本赤十字社愛媛県支部」、「松山市消防局」、「松山地方气象台」のほか、地元のスーパーマーケットも訪れました。

3 防災まち歩き (写真2)

地元の自主防災組織、消防団等とともに、地域を歩

き、防災マップを作成しました。どのような危険が潜んでいるのか、防災に役立つものがどこにあるか、自ら足を使って周り、自分の目で確かめて、観察し、考え、対策を練り、友達との意見交換を通して、さらに知識を身に付けます。グループごとにマップにまとめ、住民に発表することで、子どもならではの視点を地域に発信し、まち歩きを通じた知識を仲間たちと共有しました。

4 ジュニア防災リーダー認定チャレンジ

1年を通じた活動の集大成として、オリジナルの認定試験に挑戦します。試験は、防災知識に関するチャレンジテスト、課題研究の発表、研究結果のまとめ方等を総合的に評価し、初級・中級・上級を認定します。防災の理解度を測るだけではなく、発表を通じて伝える力も養います。

5 最後に

令和2年(2020年)から始めたこの取組も6年目を向かえ、これまでに延べ1,101人が参加しています。なかには、大学生の「防災リーダークラブ」として活動を継続してくれているメンバーもいます。これからも、若い世代の防災リーダーを育成し、災害に強いまちづくりを進めていきます。



写真1 まるごと防災たんけん隊!! (左: 令和7年(2025年)6月21日撮影
／右: 令和7年(2025年)7月19日撮影)



写真2 防災まち歩き (令和6年(2024年)10月20日)

過去の大津波の教訓が伝わる白保地区の 車避難を盛り込んだ地区防災計画作り

沖縄県石垣市白保公民館
前館長の世持豊さん



沖縄県石垣市の東海岸に位置する白保地区。昔ながらの石垣の景観が残る集落には約1600人が暮らしています。この地区は1771年に八重山諸島を襲った明和の大津波で、当時の住民1574人のうち生き残ったのが28名のみという大きな被害を経験しており、現在でもその教訓が子どもたちに語り伝えられており、津波避難の意識が根づいています。

その一方で、地区は高齢化が進んでいることに加えて、平坦な地形で海岸から安全とされる場所までは距離があり、最大遡上高が約30m、第一波到達まで10分不足とされる現在の津波想定に対して徒歩避難では間に合いません。津波避難ビルになるような建物もなく、津波避難タワーを建設することも予算的に難しいという課題がありました。こうした状況を受けて、地区では津波時の車避難を前提とした地区防災計画の策定のため、内閣府の地区防災計画作成モデル創出事業に応募し、採択されました。

一般的な防災計画では津波時は徒歩避難が原則で、それは石垣市でも同様です。実際に2024年4月

に台湾沖で発生した地震で津波警報が発表された際に、石垣でも市街地を中心に車避難での渋滞が発生するなど、車避難の課題が露呈しました。白保地区では大きな渋滞はなかったものの、車避難を計画に盛り込むための課題抽出や対策を検討するため、跡見学園女子大学の鍵屋一教授を招いてワークショップと避難訓練を実施しました。

ワークショップで課題を出して対策を検討し、総合防災訓練で実証したところ、参加者のほとんどが8分以内に避難場所に到達することができました。その後もワークショップを重ねて訓練で気づいた



▲ワークショップの様子(石垣市提供)

問題点を改善し、地区防災計画を完成させました。

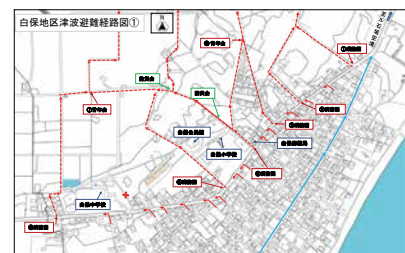
白保地区では国道よりも海寄りに住家が集中しており、国道は空港側(北側)が地形的に低くなっていることから、避難時には右(空港側)に曲がらない、左折のみというルールを作りました。これにより対向車がなくなり、スムーズな走行が可能になります。また避難

は班単位で行い、高齢者等も含めた乗り合いにより車で避難場所へ向かうこととしました。地区では毎年夏に行われる豊年祭などを通じて地区の住民の結びつきが強く、近所の助け合いが定着していることも相乗り避難を後押ししました。

2024年の地区防災計画策定時に公民館長として携わった世持豊さんは、現在の課題にと今後の課題について、「せっかく整備した地区防災計画ですが、まだ住民に十分浸透していません。今後は部屋の中など身近なところに貼れるよう、地区防災計画の内容を簡潔に見やすくまとめた1枚もののチラシを作成して各家庭に配布して、普及を図りたいと考えています」と語っています。



▲総合防災訓練の様子(石垣市提供)



▲白保地区津波避難経路図(石垣市提供)

ぼうさい No.115

令和8年(2026年)3月13日

<https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/index.html>



●編集・発行

内閣府(防災担当)
普及・防災教育・NPOボランティア連携担当
〒107-0052
東京都港区赤坂2-4-6
赤坂グリーンクロス18階
TEL:03-5253-2111(大代表)
<https://www.bousai.go.jp>



●編集協力・デザイン・印刷・製本

第一企画株式会社
〒380-0803
長野県長野市三輪1丁目16-17
TEL:026-256-6360
URL:<https://www.d1k-c.jp>

●編集後記

熊本地震から10年が経ちます。特集でも取り上げていますが、震災の経験や教訓を継承するために、回廊型ミュージアムという形でさまざまな取組が展開されています。そのキーワードは「災害を伝え、学び、次に備える」。熊本地震で何が起きたのかを知ることはもちろん、得られた教訓を私たち一人ひとりが自分事化した上で「どう備えるのか」が重要であることを示唆しています。お話を伺った熊本大学の竹内裕希子先生の言葉を借りれば、受けた被害や教訓が変わることはないですが、「備え」は必ずしも普遍的なものではなく、テクノロジーの進化や社会環境の変化などで時代とともに変わっていくこともあります。日頃から「今の備えていいのか」を自ら考え、アップデートする習慣をつけておくようにしたいものです。

防災担当大臣賞(5作品)

第41回
防災ポスターコンクール
入賞作品



幼児・小学1・2年生の部
津村 香結 さん
(愛知県/大府市立大東小学校)



小学3～5年生の部
吾妻 丈優 さん
(長野県/坂城町立南条小学校)



小学6年生・中学1年生の部
土田 ゆず季 さん
(東京都/東大和市立第八小学校)



中学2・3年生の部
逢坂 啓 さん
(徳島県/アトリエ遠渡(高木教室))



高校生・一般の部
林 和花 さん
(香川県/英明高等学校)

防災推進協議会会長賞(5作品)



幼児・小学1・2年生の部
山本 優歌花 さん
(愛知県/だれでもアーティストクラブ)



小学3～5年生の部
内島 羽菜 さん
(愛知県/だれでもアーティストクラブ)



小学6年生・中学1年生の部
東 美沙希 さん
(千葉県/松戸市立常盤中学校)

審査員特別賞(1作品)



犬塚 心花 さん
(岡山県/笠岡市立金浦中学校)



中学2・3年生の部
服部 来美 さん
(愛知県/名古屋市立大森中学校)



高校生・一般の部
三野 健 さん
(岡山県/岡山県立岡山工業高等学校)

